

2 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 議 事 録

令 和 3 年 2 月 1 0 日
午 後 3 時 3 0 分 開 会
さんくす3番館4階大会議室

出 席 委 員

西 川 俊 孝 教 育 長
安 達 友 基 子 委 員
和 田 光 代 委 員

谷 口 学 教 育 長 職 務 代 理 者
福 田 知 弘 委 員
飴 野 仁 子 委 員

出 席 説 明 員

山下栄治学校教育部長
大江慶博教育監
中西多恵子学校教育部次長学校教育室長兼務
植村誠教育政策室長
草場敦子教育センター所長
北澤直子保育幼稚園室長
市川泉教育政策室参事
木谷美香学校教育室参事・指導主事
金崎栄一教職員課長
市場千嘉子青少年室参事青少年活動サポートプラザ所長兼務
小林貴美子保育幼稚園室参事
曾谷俊弘まなびの支援課長代理
東貴一子育て政策室主幹

木戸誠地域教育部長
堀哲郎学校教育部次長教育総務室長兼務
道場久明地域教育部次長放課後子ども育成課長事務取扱
橋本健一保健給食室長
前田隆男青少年室長
田中満明教育総務室参事
野口晃正保健給食室参事
中井建志学校教育室参事・指導主事
長八七代中央図書館長
林勝地域教育部参事
安井修保育幼稚園室参事
大平香代中央図書館主幹
宮田晋吾子育て政策室係員

記 録 者

上田祥代教育政策室主幹

大江健規教職員課長代理

2 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 議 事 録

午後 3 時 3 0 分 開 会

西川俊孝教育長

ただ今から 2 月定例教育委員会会議を開催いたします。

署名委員に谷口教育長職務代理者を指名いたします。

記録者に上田教育政策室主幹、大江教職員課長代理を指名いたします。

議事に先立ちまして、本日の議案第 8 号「令和 2 年度末令和 3 年度当初教職員人事について」は、人事案件ですので、吹田市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により、秘密会としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第 8 号を秘密会とします。傍聴は許可いたしません。

西川俊孝教育長

それでは、本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

植村誠教育政策室長

本日の傍聴席の設置可能数は 5 席でございます。現在、傍聴希望者はいらっしゃいません。

西川俊孝教育長

それでは、本日の傍聴は 5 名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は 5 名まで許可します。

西川俊孝教育長

それでは、議事日程に従いまして、日程第 1 議案第 2 号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

市場千嘉子青少年室参事
青少年活動サポートプラザ所長兼務

日程第 1 議案第 2 号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の 1 ページから 4 ページを御覧ください。

本案の提案理由でございますが、青少年活動サポートプラザでは、平成 26 年度の指定管理者制度導入時に、貸館業務におきまして、施設予約システムを導入しています。施設予約システムとは、市民が来館することなく、インターネット上で貸館の施設予約をすることができるサービスのことであり、市民の利便性の向上や事務の効率化を図ることを目的としています。

今回は、更に利用者の利便性を図るため、吹田市公共施設ウェブ予約システムに移行するもので、このシステムに合わせて、申込日などの改正を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、恐れ入りますが、議案書の 5 ページを御覧ください。吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザの管理運営に関する規則現行・改正案対照表により御説明申し上げます。

5 ページの第 4 条は、公共施設の使用許可に係る情報システムによる事前手続きにおける市内青少年等、市内一般使用者、市外使用者の申込みの区分と、区分ごとの申込期間、使用許可申請書及び使用料の納付などについて、定めたものでございます。

6 ページの第 8 条は、使用内容の変更について、第 9 条は、使用時間の超過の許可などについて、定めております。

7 ページの第 11 条は、附属設備等の使用料について、第 13 条は、使用者が使用取消届を提出した場合の使用料の充当及び還付につきまして、定めたものでございます。

この規則は、令和 3 年 3 月 23 日から施行することといたしております。

以上が、提案理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

御意見がないようですので、この件を承認してよろしいですか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第 2 号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

次に、日程第 2 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について 議案第 3 号「吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

議案第 3 号「吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、御提案申し上げますのでございます。

それでは、議案書の 9 ページを御覧ください。

本案は、今後も入所不可児童数が多く見込まれております、千里山・佐井寺地域及び豊津・江坂・南吹田地域における保育枠を新たに確保するため、同地域にある千里新田幼稚園及び江坂大池幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行しようとするものでございます。

改正案の内容につきましては、現行・改正案対照表により御説明申し上げます。

13 ページをお願いいたします。

第 2 条につきましては、今回、幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行いたします千里新田こども園及び江坂大池こども園の名称及び所在地を新たに規定するものでございます。

第 4 条につきましては、千里新田幼稚園及び江坂大池幼稚園に係る規定を削除するものでございます。

14 ページにかけましての第 6 条につきましては、千里新田こども園及び

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

東貴一子育て政策室主幹

江坂大池こども園の定員を、いずれも85人とするものでございます。

11ページにお戻りください。

最下段、附則でございますが、この条例は令和4年4月1日から施行することといたしております。

以上が、議案第3号についての提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

今後、入所不可児童数が多く発生することが見込まれているとのことですが、何歳児の不足が多いのですか。

いわゆる待機児童というのは、0歳児から2歳児の低年齢児に多く見られる状況でございます。子ども・子育て支援制度が始まりました平成27年度からの第1期事業計画におきましては、吹田市でも待機児童を多く抱えるという状況がございましたので、緊急的な対応としまして、0歳児から2歳児の子供たちを受け入れる小規模保育事業所を市内にたくさん整備をして参りました。

とりわけ、今回の千里新田幼稚園及び江坂大池幼稚園がございしますこのエリア、豊津・江坂、千里山・佐井寺地域はこの小規模保育事業所がたくさんございます。2歳児を終えまして3歳児になるとときには、一旦その施設を出ないといけませんので、3歳児の受け皿が非常に不足している地域でございます。

そのために今回、公立幼稚園を3歳児からの幼保連携型認定こども園に移行させて、受け皿としていくための整備をさせていただくものでございます。

第2期の子ども・子育て支援計画がこの令和2年度から始まっておりますが、こちらのパブリックコメントにもございますように、本来は0歳から5歳まで子供さんが同じ環境で育つということが非常に大事なところだと認識しております。そのため、第2期のこの事業計画におきましては、原則、保育所、それから幼稚園の認定こども園化で整備を進めまして、待機児の受け入れをしていこうと考えております。そのために、この江坂エリアにおきましても、なかなかその土地がないというところがございますので、今後は市有地の活用も検討しまして、私立の保育所の公募を進めていく検討も考えているところでございます。

また、小規模保育施設を卒園されてから3歳児以降の保育所を希望されている場合には、利用調整のなかで加点をさせていただきまして、次の保育施設に入りやすいような工夫もさせていただいているところでございます。

複数のお子さんを育てておられるようなケースでは、2か所以上に通園することになるのですか。

実質分園になるというケースはございます。ただ、一度入っていただいたとか、また既に兄弟姉妹がどこかの園に入っておられる時は、利用調整上で加点を設けておりまして、できるだけ同じ園に入れるような配慮をさせていただいているところでございます。

西川俊孝教育長
和田光代委員

北澤直子保育幼稚園室長

飴野仁子委員

北澤直子保育幼稚園室長

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

大平香代中央図書館主幹

他に御意見はございませんか。

御意見がないようですので、この件を承認してよろしいですか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第3号「吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例の制定について」を承認します。

次に、議案第4号「吹田市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

議案第4号「吹田市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

議案書17ページから18ページを御覧いただきたいと存じます。

本案の提案の理由でございますが、北千里小学校跡地複合施設内に、現在の千里図書館北千里分室を北千里図書館として移転設置し、複合施設として一体的に融合した施設運営を図るため、一部の業務について指定管理者制度を導入するものでございます。また、江坂図書館について、江坂公園の再整備に合わせ、公園に指定管理者制度の導入が検討されることから、公園と一体的な運営を図るために、一部の業務について指定管理者制度を導入するものでございます。

本案に関しましては、パブリックコメントの募集を、北千里については令和2年（2020年）10月23日から11月24日までの間、江坂については令和2年（2020年）11月26日から令和3年（2021年）1月4日までの間、実施いたしました。

北千里は121通157件の御意見がございました。直営を希望する意見が一番多く100件、施設の融合に反対するものが23件、その他が34件でございます。

江坂については22通41件の御意見がございました。図書館の運営や司書配置に関するものが26件、公園との一体的な魅力向上やPark-PFIに関するものが9件、その他が6件でございます。

改正案の内容につきましては、19ページからの現行・改正案対照表により御説明申し上げます。

まず初めに第1条関係を御説明申し上げます。

改正案第2条につきましては、健都ライブラリーの住居表示が確定したため、位置の表示を地番から住居表示に変更するものです。

改正案第6条につきましては、文言の整備等を行いますとともに、江坂図書館について指定管理者制度により施設管理等の業務を行わせることができることを明示するものでございます。

次に21ページからの第2条関係を御説明申し上げます。

改正案第2条につきましては、北千里図書館を設置するものでございます。

改正案第4条につきましては、第3項において、北千里図書館独自の設置目的として北千里地区公民館及び北千里児童センターと連携して世代間の交流の促進を図るための事業を行うことを定めるものでございます。

改正案第6条につきましては、北千里図書館において上記の事業及び施設管理等の業務を指定管理者に行わせることができることを定めるものでございます。

議案書18ページにお戻りいただきたいと存じます。

最後に、附則でございますが、この条例は、令和4年11月22日から施行することといたしております。

ただし、附則第1号に掲げる、指定管理者の指定手続きを定める改正等は、令和3年4月1日から、附則第2号に掲げる、指定管理者に江坂図書館の業務を行わせるための改正は、令和4年4月1日から施行することといたしております。

なお、議案書23ページに、今回の条例の一部改正理由と内容をまとめてお示しいたしておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上が、議案第4号の提案の理由及びその概要でございます。

図書館業務のすべてが指定管理者制度で行われるという印象が一部あるようですが、指定管理者制度の導入にあたっては、骨子案でお示ししましたとおり、専門性かつ継続性を要する図書館のレファレンス業務や蔵書管理業務、地域の読書活動の推進や学校連携業務に関しては、市直営で行うものとしております。パブリックコメントでは直営を希望するという意見を多数いただきましたが、その点につきましては、市の考えとして、説明に努めて参ります。

よろしく御審議いただき、原案どおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

指定管理者のお話が先ほど出ていたのですけれども、北千里図書館と江坂図書館で指定管理者に業務を行わせる期間はどのくらいを想定されているのか、説明してください。

北千里図書館につきましては、北千里小学校跡地複合施設全般を5年間の指定管理の期間としております。

江坂図書館につきましては、江坂公園と江坂図書館を一体的に管理運営してまいりますPark-PFI手法で整備してまいりまして、管理運営につきましては、指定管理となります。

このPark-PFIにつきましては、5年を下限に上限を20年としておりますので、なるべく手を挙げていただく業者が入りやすいように、江坂公園と江坂図書館の一体的な管理運営についての指定管理は、上限を20年としております。

江坂の方は上限が20年とかなり長い期間となっておりますけれども、それは公園と一体化だからこれほど長い期間を上限としているという理解で良いですか。

そのとおりでございます。

Park-PFI手法につきましては、公園の施設からの収益の一部を整備に補充することとなっておりますので、5年では少し短いことから、上限

西川俊孝教育長
安達友基子委員

長八七代中央図書館長

安達友基子委員

長八七代中央図書館長

福田知弘委員

を20年としております。

説明の最後にもありましたが、図書館の多くの業務は直営でされていないがら窓口の業務は委託していると思うのです。一方で、今回指定管理者制度を導入するという事で、サービスの質は下げないのが前提だと思うのですが、何が変わって何が変わらないのかというところを、丁寧に説明していただければと思います。

飴野仁子委員

今のことと関わって、窓口業務を委託されるということで、その点においては直接利用される利用者にとりましても、丁寧な対応というか、サービスについては良くなるのかなと思うのですけれども、やはり利用される方の声が伝わるような、直接接するのは委託業者の方で、お声が市の方に行きにくいというような、ちょっとそれは窓口ではわかりませんというようにはならないような対応が、現実的には起こりうるようなこともあるかもしれないので、そのところで上手くパイプがつながるようなやり方ができたらと思います。

長八七代中央図書館長

その点につきましては、業者とも密に連絡を取り合って定例の会議なども設けまして、意思疎通をしていきたいと思っております。

西川俊孝教育長

他に御意見はございませんか。

西川俊孝教育長
全委員

御意見がないようですので、この件を承認してよろしいですか。

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第4号「吹田市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、議案第5号「吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

曾谷俊弘まなびの支援課長代理

議案第5号「吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案の提案の理由でございますが、北千里小学校跡地複合施設内に、現在の北千里地区公民館を移転設置し、複合施設として一体的に融合した運営を図るため、一部の業務について指定管理者制度を導入するものでございます。

本案に関しましては、パブリックコメントの募集を令和2年(2020年)10月23日から11月24日までの間実施し、100通119件の御意見をいただいております。

直営を求める意見が一番多く87件、施設の融合に反対するものが15件、地域連携を求めるものが9件、費用対効果について3件、その他が5件でございます。

改正案の内容につきましては、29ページからの現行・改正案対照表により御説明申し上げます。

改正案第2条第1項第7号につきましては、山手地区公民館の住居表示が確定したため、位置の表示を地番から住居表示に変更するものでございます。

また、同条第18号につきましては、北千里地区公民館を移転設置するものでございます。

現行第11条を第13条とし、現行第10条の次に改正案第11条及び第12条を加えております。

改正案第11条につきましては、北千里地区公民館の管理業務のうち、北千里図書館及び北千里児童センターと連携して行う世代間の交流の促進を図るための事業、使用許可、施設管理等の業務を行わせることができること、及び指定管理者の指定手続等を定めるものでございます。

改正案第12条につきましては、指定管理者候補者の選定及び指定管理者の評価について審議するための、指定管理者候補者選定委員会を設置するものでございます。

議案書28ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は、令和4年（2022年）11月22日から施行することといたしております。

ただし、第11条を第13条とし、第10条の次に2条を加える指定管理者の指定手続を定める改正等は、令和3年（2021年）4月1日から施行することといたしております。

なお、議案書33ページ、34ページに今回の条例の一部改正理由と内容をまとめてお示しいたしておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上が、議案第5号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

御意見がないようですので、この件を承認してよろしいですか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第5号「吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」を承認します。

次に、議案第6号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

議案第6号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の35ページから37ページを御覧いただきたいと存じます。

本案の提案理由でございますが、青少年活動サポートプラザの主な業務には、施設管理・貸館業務と青少年交流活動支援業務、そして青少年相談業務の3つの業務がございます。

施設管理・貸館業務は、指定管理者が運営しており、青少年交流活動支援業務は、委託事業者が運営しています。また、青少年相談業務につきましては、市の直営になります。

今回、施設管理・貸館業務のハード面と青少年交流活動支援業務のソフト面を一体化し、人員配置など業務の効率化を図り、市民ニーズに対応した、

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

市場千嘉子青少年室参事
青少年活動サポートプラザ所長兼務

より魅力的な事業展開を行うため、指定管理者の業務の範囲の見直しを行う
ものでございます。

次に、恐れ入りますが、議案書 4 1 ページを御覧ください。「見直し後の
イメージ図」になります。

未来館は、青少年活動サポートプラザ、のびのび子育てプラザ、山田駅前
図書館の 3 つの施設からなる複合施設でございます。今回の改正により、図
にある①と②が、指定管理者制度に統一されます。

続きまして、改正案の内容についてでございます。恐れ入りますが、少し
戻りまして、議案書の 3 9 ページを御覧ください。吹田市立子育て青少年拠
点夢つながり未来館条例現行・改正案対照表により御説明申し上げます。

第 1 2 条でございますが、指定管理者の業務範囲を広げるため、サポート
プラザの設置目的を達成するため教育委員会が必要と認める事業について、
「第 6 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事業を除く」を「第 6 条第 4 号に掲
げる事業を除く」とするものでございます。

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

また、この指定管理者の業務範囲の拡充に伴い、執行機関の附属機関に関
する条例を一部改正するものでございます。

改正案の内容につきましては、議案書の 4 0 ページの現行・改正案対照表
を御覧ください。

これまで、未来館の指定管理者を選定する指定管理者候補者選定委員会と
青少年交流活動支援業務の委託事業者を選定する委託事業者選定委員会をそ
れぞれ設け、選定を行っておりましたが、今回の未来館条例の一部改正によ
り業務が一本化されますので、青少年交流活動支援業務委託事業者選定委員
会は必要なくなり、廃止するものでございます。

この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上が、提案理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げ
ます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

御意見がないようですので、この件を承認してよろしいですか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第 6 号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来
館条例の一部を改正する条例の制定について」を承認します。

次に、議案第 7 号「令和 3 年 2 月吹田市議会定例会提案の令和 3 年度当初
予算案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第 2 議案第 7 号「令和 3 年 2 月吹田市議会定例会提案の令和 3 年度
当初予算案について」御説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条に基づき、市
長から意見を求められました、令和 3 年 2 月議会に提案される令和 3 年度当
初予算にかかる議案につきまして、御承認をお願いするものでございます。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

田中満明教育総務室参事

初めに、令和３年度教育費の歳出にかかる当初予算案につきまして、議案書の４７ページから４８ページにかけまして、科目別対前年度比較表をお示ししております。一番左の列には、教育費を項、目別に区分し、その右から、順に令和３年度を本年度、令和２年度を前年度とする当初予算額を、また一番右の列にそれぞれの増減額をお示ししております。金額は千円単位でございます。

４８ページをお願いいたします。一番下の行に、教育費の合計額をお示しております。令和３年度の教育費は、１３７億１，３４５万５，０００円で、対前年度比で９億３，９８９万５，０００円の減額となっております。

なお、令和３年度吹田市一般会計予算につきましては、１，４０７億６，０７３万円で、対前年度比で５５億６，５９９万７，０００円の増額、率にして４．１２％増加しております。

また、一般会計に占めます教育費の割合は９．７４％となり、前年度の１０．８４％に比べ、１．１ポイント減少しております。

次に、４９ページをお願いいたします。

４９ページから５２ページにかけましては、歳入予算をお示ししております。左の列から順に、科目、本年度予算額、前年度予算額、増減額、節の内訳、一番右の列が説明となっております。金額は千円単位でございます。

初めに、分担金及び負担金の教育費負担金につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金で、前年度比で６万５，０００円の増となっております。

次に、使用料及び手数料の総務使用料につきましては、学校運動場ナイター施設使用料が１５万１，０００円の皆増、教育使用料は、主に自然の家使用料の増で、前年度比で３７万３，０００円の増となっております。

国庫支出金の教育費国庫負担金につきましては、小学校改修事業に充当されるものとして、公立学校施設整備費負担金９，４６８万９，０００円の増となっております。

５０ページをお願いいたします。

民生費国庫補助金につきましては、幼稚園の一時預かりに係る子ども・子育て支援交付金の増額により、前年度比で２３万４，０００円の増となっております。

次に、土木費国庫補助金につきましては、北千里小学校跡地複合施設整備事業に係る都市構造再編集中支援事業補助金の減額により、６，０１１万６，０００円の減となっております。

次に、教育費国庫補助金につきましては、主に重要文化財建造物修理事業費補助金の減により、前年度比で８，２３０万６，０００円の減となっております。

５１ページをお願いいたします。

続きまして、府支出金の民生費府補助金につきましては、子どもの貧困緊急対策事業費補助金の減額により、前年度比で１０８万８，０００円の減となっております。

次に、教育費府補助金でございますが、学習支援員配置事業費補助金を新たに計上したことなどにより、前年度比で3,843万円の増となっております。

次に、財産収入の利子及び配当金につきましては、前年度比で1万6,000円の減となっております。

その下の、諸収入の給食物資購入資金貸付金回収金収入につきましては、増減はございません。

52ページをお願いいたします。

雑入につきましては、一時預かり事業（幼稚園型）自己負担納入金の減少等により、1,333万8,000円の減額となっております。

次に、市債の教育債につきましては、主に図書館建設債の減額により、前年度比で5億9,070万円の減となっております。

歳入については以上でございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

53ページから72ページにつきましては、歳出予算をお示ししております。

初めに、教育総務費でございますが、教育委員会費は、前年度比で5,068万9,000円の減額となっております。これは主に職員人件費の減額によるものでございます。

なお、拡充分といたしまして、さんくす事務室の新たな会議室の確保と、税制改正に係る学務課システムの改修による拡充を計上しております。

54ページをお願いいたします。

教育センター費につきましては、前年度比で1億8,350万5,000円の増額となっております。これは主に、今年度補正予算で実施いたしましたGIGAスクールネットワークシステム構築・運用保守業務委託料と、拡充事業になりますSATSUKIネット再構築に伴う支援業務委託料の増によるものでございます。

55ページをお願いいたします。

教育指導費につきましては、前年度比で6,539万6,000円の増額となっております。これは主に、通学路として使用していない清和園地下道の撤去に係る経費や、会計年度任用職員の人件費等の増によるものでございます。

また、拡充分としましては部活動指導員を新たに新設し、縮小分としましては令和3年度のスクールプロジェクト支援事業は中止いたします。

56ページをお願いいたします。

人権教育企画費につきましては、前年度比で37万円の減、次の学習支援費につきましては、前年度比で240万円の減となっております。

次の、北部消防庁舎等複合施設建設費につきましては、教育センターが移転するための経費としまして2億462万円を新たに計上しております。

57ページをお願いいたします。

小学校費でございますが、小学校管理運営費は、前年度比で1億6,59

6万8,000円の減となっております。これは主に教科書採択に伴う教師用教科書等配付の減によるものでございます。

次の小学校改修費につきましては、前年度比で7億6,568万5,000円の減額となっております。これは主に、過大校対策に伴う校舎増築工事費の減によるものでございます。

58ページをお願いいたします。

中学校費でございますが、中学校管理運営費は、前年度比で5,259万4,000円の増となっております。これは主に教科書採択に伴う教師用教科書等配付の増によるものでございます。

59ページをお願いいたします。

中学校改修費につきましては、前年度比で6億131万6,000円の増額となっております。これは主に、千里丘中学校の校舎増築工事費の増によるものでございます。

次に、幼稚園費でございますが、幼稚園費は、前年度比で1,009万6,000円の減額となっております。これは主に、職員人件費の減額によるものでございます。

なお、拡充分といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品費を計上しています。

61ページをお願いいたします。

次に、社会教育費でございますが、社会教育総務費は、前年度比で2,263万9,000円の増額となっております。これは主に、会計年度任用職員に係る人件費等の増によるものでございます。

次に、青少年教育費につきましては、前年度比で357万6,000円の増となっております。これは主に、成人祭会場使用料の増によるものでございます。

62ページをお願いいたします。

公民館費につきましては、前年度比で3,316万3,000円の増額となっております。これは主に、旧南吹田地区公民館解体工事費の増によるものでございます。

なお、拡充分といたしまして、北千里小学校跡地複合施設への指定管理者制度導入に伴う経費を計上しております。

63ページをお願いいたします。

図書館費につきましては、前年度比で7億601万円の減額となっております。これは主に、中央図書館耐震補強及び大規模改修工事が終了したことによるものでございます。

また、拡充分といたしまして、江坂花とみどりの情報センター跡地利用に係る施設管理委託料、電子書籍導入に係る経費及び学校等連絡便運行に係る経費を計上しております。更に、北千里小学校跡地複合施設と江坂図書館に指定管理者制度を導入しまして拡充いたします。なお、自動車文庫については廃止いたします。

64ページをお願いします。

自然体験交流センター費につきましては、前年度比で9万4,000円の減額となっております。

65ページをお願いします。

青少年クリエイティブセンター費につきましては、前年度比で1,396万9,000円の増額となっております。これは主に、昇降機改修工事費の増によるものでございます。

66ページをお願いいたします。

文化財保護費は、前年度比で1億1,061万6,000円の減額となっております。これは主に、旧西尾家住宅に係る保存修理、耐震対策工事の終了によるものでございます。

67ページをお願いいたします。

博物館費につきましては、前年度比で4億8,461万円の増額となっております。これは主に、博物館屋上防水及び外壁改修工事等に係る工事請負費の増によるものでございます。

次の、生涯学習費につきましては、前年度比で67万7,000円の増額となっております。これは主に、会計年度任用職員の人件費の増によるものでございます。

68ページをお願いいたします。

青少年活動サポートプラザ費につきましては、前年度比で232万8,000円の減額となっております。これは主に、建物等修繕料の減によるものでございます。

69ページをお願いいたします。

北千里小学校跡地複合施設建設費につきましては、前年度比で4億353万円の増額となっておりますが、これは主に工事請負費の計上によるものでございます。

次の自然の家費につきましては、前年度比で1億5,580万1,000円の減となっておりますが、トイレ及び空調設備の改修が終了したことによる工事請負費の減によるものです。

なお、健都ライブラリーが令和2年度に竣工したことにより、前年度から8億4,749万6,000円の減額となっております。

次に、保健体育費でございますが、保健体育総務費は、前年度比554万9千円の増額となっております。これは主に、職員人件費の増によるものでございます。

70ページをお願いいたします。

学校保健体育費につきましては、前年度比で854万1,000円の増額となっております。これは主に、児童生徒の健診委託料の増と、AED更新等に係る備品購入費の増によるものでございます。

71ページをお願いいたします。

学校給食費につきましては、前年度比で2億602万7,000円の減額となっております。これは主に、給食調理室改修工事に伴う経費の減によるものでございます。

西川俊孝教育長
谷口学教育長職務代理者

中西多恵子学校教育部長学校教育部室長兼務

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

中西多恵子学校教育部長学校教育部室長兼務

73ページをお願いいたします。

債務負担行為につきましては、将来にわたる債務を負担するため、その期間と限度額を示し、計上するものでございます。

SATSUKI ネット再構築支援業務をはじめ、8つの事項につきまして、それぞれ表にお示ししております期間と限度額としております。

以上が、令和3年度教育費当初予算案の説明でございます。

概要のみの説明ではございますが、議案第7号につきまして、原案どおり、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

小さなことになるのですが、歳出の中で56ページの教育指導費で、委託料の通学用リフト付ワゴン車運行委託料とはどのようなものですか。内容を説明してください。

障がいを持つ児童が、肢体不自由児のセンター校に通うためのリフト付ワゴン車の運行委託料となっております。

他に御意見はございませんか。

御意見がないようですので、この件を承認してよろしいですか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第7号「令和3年2月吹田市議会定例会提案の令和3年度当初予算案について」を承認します。

次に、日程第3 教育長報告を議題とします。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」です。

まずは、学校教育部から説明してください。

学校教育部から緊急事態宣言の延長に伴います小中学校の教育活動について、御説明いたします。

本市におきましては、吹田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議での方針を踏まえ、市立の小中学校はできる限りの感染防止対策を講じ、通常通り教育活動を継続いたしておりますが、課外クラブ・部活動に関しましては感染リスクの低減等の理由から原則中止としておりました。

活動を見合わせる期間が長期化することによる児童生徒のストレスの軽減に加え、市内の新規感染者数がやや減少傾向にあり、学校内での感染拡大が見られないという現状から、2月8日より、緊急事態宣言発令中は常時マスクを着用する、なるべく個人での活動とし感染リスクの高い活動を行わない、練習試合を禁止するなど、対策を講じた上で実施可能といたしました。

活動につきましては、平日は1時間、土日祝日は2時間以内とし、吹田市課外クラブ・部活動の在り方に関する方針に基づき、週当たり2日以上の実養日を設定しております。

また、小学校の課外クラブについては休日の活動はいたしません。

なお、活動に不安がある児童生徒は参加させないということにしております。

各校には校長を通じて周知し、保護者・市民には、市ホームページ及びSNSなどでも周知いたしました。

西川俊孝教育長
道場久明地域教育部次長
放課後子ども育成課長事務取扱

続けて、地域教育部から説明してください。

緊急事態宣言の延長による地域教育部所管施設等の開館状況につきまして、議案書の78ページを基に御報告いたします。

資料左側の縦軸にナンバー1からナンバー12までの施設又は事業を掲載しておりますが、前回1月の定例教育委員会会議における教育長報告において御報告させていただいた内容から、変更した部分の施設の開館状況について、まずは御報告申し上げます。

初めに、ナンバー2の図書館につきましては、緊急事態宣言の発出後、この間、予約資料の貸出、レファレンスのみ行っておるところでございますけれども、本日2月10日から、緊急事態宣言発出前の対応に戻しまして、感染対策を徹底しつつ、一部利用制限を行いながら、開館させていただくことといたしました。

その下のナンバー3からナンバー5の市立博物館、旧西尾家住宅及び旧中西家住宅につきましても、同様に本日から利用制限を設けながら、開館させていただくこととしたところでございます。

その他、ナンバー1の公民館、それからナンバー6以降の施設、あるいは事業につきましては、引き続き同様の措置を継続させていただいているところでございます。

ただいづれにつきましても、今後3月7日より以前に緊急事態宣言が解除された場合におきましては、臨時休館、利用制限、時間短縮などの措置の解除などについて、各施設ごとに適切に判断することとしております。

簡単ではございますが、地域教育部所管施設等の開館状況につきましては以上でございます。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

御意見がないようですので、次に、「損害賠償額の決定に関する専決処分について」です。

事務局の説明を求めます。

中井建志学校教育室参事・指導主事

日程第3 教育長報告「損害賠償額の決定に関する専決処分について」御説明申し上げます。

議案書79ページを御覧ください。

専決処分年月日は本年2月1日、損害賠償額は21万3,979円でございます。

事故の概要でございますが、令和元年(2019年)10月21日から同月22日までの間に、江坂大池小学校におきまして、同校の外壁改修工事で使用していた塗料が、駐車中の相手方個人所有の普通乗用車に付着し、同車が損傷したものでございます。

なお、本件事故によります損害賠償金につきましては、全国市長会学校災害賠償補償保険から全額給付されるものでございます。

今後、このような事案が発生することのないよう、なお一層の指導に努めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長

野口晃正保健給食室参事

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

御意見がないようですので、次に、「学校給食費の公会計化及び学校徴収金の一括徴収化について」です。

事務局の説明を求めます。

日程第3 教育長報告「学校給食費の公会計化及び学校徴収金の一括徴収化について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、81ページの資料を御覧ください。

令和元年7月に文部科学省通知として「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について」が発出され、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」では、学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、未納金の督促等も含めたその徴収・管理を、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、地方公共団体が担っていくべきであるとされたところでございます。

これを受けまして、本市においてもこの間、本市の実情を踏まえ最も効果的な制度となるよう、学校長や学校事務職員の御意見もいただきながら、学校徴収金の方向性について議論をしてまいりました。

それらを踏まえまして、教職員の負担軽減や、給食会計を市の会計ルールに基づいた管理・運用を行うことによる透明性、公平性の向上を目的に、令和5年度からの実施を目指しまして、(1)学校給食費の公会計化を保健給食室で、(2)学校徴収金の一括徴収化を学校教育室で進めてまいります。

次に、「2 取組内容・効果」でございしますが、(1)学校給食費の公会計化による効果は、指定金融機関の選択を増やすことによる、保護者の利便性の向上や、学校給食費を市の予算に位置付け、市の会計ルールに基づいた管理・運用を行うことによる透明性などでございます。

また、システム化することで、喫食数や給食費の計算等の事務処理が効率化されます。

(2)学校徴収金の一括徴収化については、学校負担の大きい徴収金事務を教育委員会に集約することで、教職員は当該業務の負担が軽減し、他の学校業務や児童等と向き合うための時間を増やすことが目的でございます。

今後の計画スケジュールにつきましては、令和3年度には学校徴収金システムの仕様作成等を、令和4年度には、システムの開発、保護者への説明等を行い、令和5年度からの運用を目指します。

以上、簡単ではございますが、御報告申し上げます。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

御意見がないようですので、次に、「令和3年度当初予算及び令和2年度補正予算について（放課後子ども育成課所管分）」です。

事務局の説明を求めます。

林勝地域教育部参事

教育長報告といたしまして、令和3年度当初予算及び令和2年度補正予算について、放課後子ども育成課所管分を御説明申し上げます。

議案書の83ページをお願いいたします。

初めに、令和3年度当初予算案説明書でございますが、まずは歳入をお示ししております。前年度比で2億1,999万9,000円の増額となっております。これは主に千里丘北留守家庭児童育成室建設工事及び千二留守家庭児童育成室増築工事に伴う子ども・子育て支援整備交付金の増加、また、入室児童数の増加に伴う留守家庭児童育成室保育料及び子ども・子育て支援交付金の補助金の増加等によるものでございます。

次のページをお願いします。続きまして、歳出でございますが、予算科目は、(款)民生費、(項)児童福祉費、(目)留守家庭児童育成費でございます。

前年度比で、5億7,883万2,000円の増額となっております。

これは主に、工事請負費として千里丘北留守家庭児童育成室建設工事及び千二留守家庭児童育成室増築工事が計上されていること、また、委託料として、新たに2育成室の運営が民間委託に移行したことに伴う運営業務委託料が増大したこと等によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

令和2年度補正予算案説明書でございます。

3,417万9,000円を減額するものでございます。

主なものといたしましては、工事請負費2,904万1,000円の減額ですが、千二留守家庭児童育成室増築工事等の入札差金による減額となります。

以上が、放課後子ども育成課所管分の令和3年度当初予算案及び令和2年度補正予算案の説明でございます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

御意見がないようですので、次に、「山田保育園と南山田幼稚園の複合化建替えについて」です。

事務局の説明を求めます。

「山田保育園と南山田幼稚園の複合化建替えについて」御説明申し上げます。

対象施設は、山田保育園と南山田幼稚園で、複合化、認定こども園化により、幼保連携型認定こども園（仮称）山田こども園として整備するものでございます。

整備内容については、整備費用・運営費用など、近隣園も含めた教育保育の需要を考えまして、南山田デイサービスセンター跡地で整備を実施いたします。

なお、各部屋の面積、配置機能などの詳細については、基本設計や、詳細設計の中で、既存施設での課題を踏まえ、詳細に検討をして参ります。

整備理由です。

1番目としましては教育保育環境の改善でございます。特に山田保育園については老朽化が進んでおります。

2番目としまして、千里丘地域の唯一の公立保育施設でございます山田保育園の保育機能の継続運用を図ります。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長

安井修保育幼稚園室参事

3番目としまして、複合化することによって、建設費用や運営経費の節減が図れますので、こういった理由によって、今回提案をさせていただこうというものでございます。

予算の概要につきましては、令和3年度（2021）年度一般会計、債務負担行為、事項名（仮称）山田こども園新築工事等設計業務でございます。等としておりますのは、南山田デイサービスセンターの既存建物の解体工事も含んでいることからでございます。

期間としては、令和3年度から4年度の2か年でございます。

限度額としましては、4,728万9,000円でございます。

スケジュールですが、令和3年度の前半に解体の設計を実施しまして、後半から新築の設計業務を令和4年にかけて実施いたします。令和4年度に解体工事をしながら、引き続き新築の設計業務を実施いたします。

令和5年度、6年度にかけまして新築工事をしまして、その後、物品購入、引越し等を経まして、7年の4月に、幼保連携型認定こども園（仮称）山田こども園として、開所する予定でございます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

令和4年度の解体工事というのは、元々建っている南山田デイサービスセンターの解体であって、新しく建替えたところに今いる園児さんは移るので、園児さんたちは特に空白期間なく移れるという理解で大丈夫ですか。

おっしゃるとおり、南山田デイサービスセンターの現在の建物をつぶして更地にした後、新築を建て、令和7年の開園時期に、今まで使っていた山田保育園、それから南山田幼稚園から合わせて移ってくるということで、空白期間はもちろんございません。

他に御意見はございませんか。

御意見がないようですので、これで教育長報告を終わります。

恐れ入りますが、追加議案を1件、提出させて頂きたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議事日程の順序を変更して、追加日程第1を日程第4として議題とすることとし、以下の議事日程につきましては、日程第4を日程第5に順序を繰り下げすることに御異議はございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。

それでは、議案を配布してください。

－ 議案書配布 －

それでは、日程第4 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について議案第9号「令和3年2月吹田市議会定例会提案の令和2年度補正予算案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第4 議案第9号「令和3年2月吹田市議会定例会提案の令和2年度補正予算案について」御説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から意見を求められました、令和3年2月議会に提案される令和2年度補正予算案にかかる議案につきまして、御承認をお願いするものでございます。

お配りしました、令和2年度教育費補正予算案の5ページをお願いいたします。5ページから7ページにかけましては、歳入予算の補正額をお示ししております。

表の上部に補正額と記載がありますが、その下を御覧いただきますと大半が数値の先頭に△を付した減額補正となっております。これは当初の見込み額を下回ったことに伴う決算調整による減額を示しております。

歳入予算の補正の説明につきましては△の付されていない、増額の補正の中でも主なものについて申し上げます。

まず、教育費国庫負担金でございますが、こちらは公立学校施設整備費負担金について、補助金の交付決定額1億8,864万3,000円を増額するものでございます。

次の総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金15億4,855万7,000円を新たに計上するものでございます。

次の民生費国庫補助金につきましては、子ども・子育て支援交付金の増により821万4,000円を増額するものです。

続きまして、6ページをお願いいたします。

教育費国庫補助金の主な補正でございますが、学校施設環境改善交付金が4億9,630万3,000円の増額となっております。学校保健特別対策事業費補助金を3,170万3,000円増額するものでございます。

次の民生費府補助金につきましては、子ども・子育て支援交付金の821万4,000円を増額するものでございます。

次の指定寄附金につきましては、旧西尾家住宅大規模修繕基金等への寄附金として553万4,000円を新たに計上しております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

減収補てん債として2億5,000万円を計上しております。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

9ページから14ページまでにつきましては歳出予算の補正額でございます。

こちら、先ほどの歳入と同様に表の上部に補正額とございまして、その下を御覧いただきますと大半が数値の先頭に△を付してございまして、減額の補正を示しております。こちらにつきましても、決算調整によるものでございまして、説明にあたっては△が付されていない増額となったものにつきまして申し上げます。また、表の中ほど節の区分中、給料、職員手当等及び共済費の人件費につきましては、当初予算の積算が令和2年1月を基準としておりますため、その後の人事異動や育児休業等により、差額が生じたこと等により、調整するものでございます。

以下、これからの説明にあたりましては、人件費以外で増額となった主な項目について順次御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

(項) 2 小学校費でございますが、1 小学校管理運営費は、1 億 1, 8 2 1 万円を減額するものでございますが、そのうち、消毒業務委託料としましては委託料 4, 4 8 0 万 8, 0 0 0 円を増額するものでございます。

次の、2 小学校改修費につきましては、校舎増築工事費及び特別教室等空調設備整備事業の施設整備費用の増額がありまして、合計 9 億 6, 6 4 8 万 4, 0 0 0 円を増額するものでございます。

11ページをお願いいたします。

(項) 2 中学校費でございますが、1 中学校管理運営費は全体で、1, 0 6 2 万 4, 0 0 0 円を減額するものでございますが、そのうち、消毒業務委託料としまして委託料 2, 2 4 0 万 4, 0 0 0 円を増額するものでございます。

次の中学校改修費につきましては、主に校舎増築工事費及び特別教室等空調設備整備事業の施設整備費用の増額がございまして、計 6 億 5, 7 0 5 万 1, 0 0 0 円を増額するものでございます。

次に1ページ飛びまして13ページをお願いいたします。

14 旧西尾家住宅大規模修繕基金積立金につきましては 5 5 3 万 4, 0 0 0 円を新たに計上するものです。

14ページをお願いします。

学校給食費につきましては、9, 7 1 4 万 7, 0 0 0 円を増額するものでございます。主なものとしましては給食調理室改築工事費及び厨房備品購入費によるものでございます。

以上、教育費全体で、11 億 4, 7 5 4 万 7, 0 0 0 円の増額補正を行うものでございます。なお、補正後の教育費総計は 1 9 1 億 1, 9 3 0 万 8, 0 0 0 円となります。

最後に、15ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正をお示ししております。左の列から教育費を項、事業名に区分し、お示ししております。

小学校管理事業をはじめとしまして6の事業につきまして、それぞれ表にお示ししております金額を翌年度に繰り越すものでございます。

以上が、令和2年度教育費補正予算案の説明でございます。

概要のみの説明ではございますが、原案どおり、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

御質問がないようですので、この件について承認してよろしいですか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第9号「令和3年2月吹田市議会定例会提案の令和2年度補正予算案について」を承認します。

次に、日程第5 議案第8号「令和2年度末令和3年度当初教職員人事に

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長

ついて」を議題とします。

本議案は、会議冒頭で秘密会とすることを決しております。

－ 秘密会 －

ここで、秘密会を解きます。

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、2月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉 会 午後4時55分